

職 業 紹 介 手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付けるときの事務費用	<u>1,000円</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている年収)の <u>35%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている年収)の <u>35%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>100,000円</u> 活動1日当たり <u>10,000円</u> 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている年収)の <u>35%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
再就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている年収)の <u>35%</u> 手数料負担者は <u>関係雇用主</u> とします。

※ 上記手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。

【返戻金制度に関する事項】

- ①当社の紹介により就職した者が、専ら求人者の事由により退職するに至った場合、受領した紹介手数料及びその消費税相当額は返却しない。
- ②当社の紹介により就職した者が、前項①による事由以外により6ヶ月以内に退職に至った場合は、当社及び求人者間で協議の上、退職に至った事由を鑑み、その措置を決定するものとする。

許可番号： 07－ユ－300045

株式会社 福島三技協

〒960-2152

福島県福島市土船字明神前1-1